

医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について下記の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋の発行については現在準備中です。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在準備中です。
6. マイナンバーカードの利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
7. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および、活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。